

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 8 年（2026 年）3 月 5 日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務名

本庁舎自家用電気工作物保安管理業務

2. 業務内容

別紙 1 「本庁舎自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり

3. 契約の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 入札条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 下関市物品・役務契約の競争入札参加資格審査を受け、参加有資格者名簿（業種：庁舎等管理業務、部門：電気設備保全管理）に登録されており、かつ市内に本店、支店、又は営業所等を有するものであること。

(6) 自家用電気工作物保安管理業務において、過去 10 年の間に同種・同規模の契約を数回以上にわたって締結し、誠実に履行した実績があること。

(7) 電気事業法施行規則第 52 条第 2 項に基づく保安管理業務外部委託契約を締結し、経済産業省中国四国産業保安監督部長の承認を受けて保安管理業務を行なった実績があること。

5. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市総務部資産経営課、下関市ホームページ上

(2) 日時 令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午後 1 時から
令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午後 5 時まで

6. 申請方法等

「入札参加資格確認申請書 (様式①)」に次に掲げる書類を添付し、郵送又は持参し提出すること。

- ・ 契約実績表 (様式②)

(契約書の写しを添付すること。)

- ・ 入札条件 (7) を確認できる書類

(経済産業省中国四国産業保安監督部ホームページで確認できる場合は、その写し可)

7. 申請書の提出期限

(1) 申請書提出期限 令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午後 5 時 00 分

(2) 提出先 〒750-8521
下関市南部町 1 番 1 号
下関市役所本庁舎東棟 4 階
総務部資産経営課

8. 質問の方法

(1) 本入札に係る質問はファクシミリ又はメールによること。

下関市総務部資産経営課

(F A X) 083-231-3158

(メール) smkanzai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(2) 質問の期限は令和 8 年 3 月 16 日 (月) 午後 5 時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

(4) 問合せ先 下関市総務部資産経営課庁舎管理係

9. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は別途「入札参加資格確認通知書」で通知する。

10. 入札方法

(1) 「入札書（様式③）」を下記 11（2）入札場所に持参すること。また、入札額は、消費税額を含まない総額の委託料を記載すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め 3 回までとする。

11. 入札日時等

(1) 入札日時 令和 8 年 3 月 26 日（木）午前 11 時 00 分

(2) 入札場所 下関市南部町 1 番 1 号
下関市役所東棟 4 階 411 会議室

12. 入札保証金

下関市契約規則第 5 条及び第 6 条各号の規定による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13. その他

(1) 代理人をして入札させるときは、「委任状（様式④）」を代理人に持参させなければならない。

(2) 入札に参加するものに必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

(4) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が不足する者が行った入札は、無効とする。

(5) 明瞭でない入札書又は入札金額を判読することができない入札書によりなされた入札は、無効とする。

(6) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書により

なされた入札は、無効とする。

- (7) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は、無効とする。
- (8) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (9) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止を受けたとき、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置をすることができなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (10) 入札参加資格申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等を返還しない。
- (11) 業務の開始に当たり、業務の引継に係る費用は、引き継ぐ者の負担とする。
- (12) 入札契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することができる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。